

# 東京大学 理学部弘報

第1巻 第2号

昭和44年1月31日

---

## 内 容

理学部長の文書 (理学部学生諸君へ, 理学部学生院生諸君へ) .....	2
総長代行の文書 (学生諸君に訴える, ふたたび諸君を構内に迎えるにあたって, 文部省への抗議文) .....	2
七学部集会と確認書 .....	4
授業再開状況 .....	6
理学部建物の被害に関する経過(理学部1号館, 2号館) .....	7
理学部会合日誌 .....	8
教授会メモ .....	9
理学部集会 .....	10
理学部総合計画委員会 .....	10
第8期日本学術会議会長に江上教授 .....	11
昭和44年度スイス留学生募集について .....	11
編集後記 .....	11

理学部弘報創刊号を1月上旬に行なわれた諸行事を中心にして刊行してからの半月の間に、東京大学としても、また理学部としてもさまざまな状態の変動があった。特に1月9日、17～18日における機動隊入構に関連して理学部にもその影響は大きかった。この大きな事件に関連して総長代行や理学部長の公示や文書配布が何回もあった。しかしその後次第に平静を取戻し、学生退出時刻についての制限などの不便はあっても、大部分の教室では授業が再開され、事務部も1号館に戻り、大学正常化に向けて協力がすすめられている現在、過去にあまりこだわりたくない気もする一方、苦い経験を記録にとどめ再建の途上の絶えざる反省とすべきであろう。本号では主要文書を冒頭に再録した。

## 理学部長の文書

### 理学部学生諸君へ

1月8日の理学部全員交渉、10日の七学部集会に続き、11日の理学部学生大会においてストライキの解除決議がなされたことは、現在の紛争における重大な転機であり、問題の真の解決のためにここに新しい歩みが踏み出されたことをわれわれは深く喜びとします。同時にわれわれは解決への道がいかに長くいかに険しいかあらためて痛感します。私には諸君とゆっくり語りたい所感も多くありますが、いま取急いで言わなければならないことは授業の再開です。特に今春卒業予定の学生諸君にとってこれは重大な問題です。一日も早く授業をはじめ就職や進学になるべく支障が少ないようにしなければなりません。その他の諸君も学問の場に立ち戻ることを切望していると思います。学生諸君は各学科主任と連絡をとり、学園を平常に戻すことに最大の努力をして下さい。

不幸にして大学はまだ正常の状態でないばかりか、その回復にも大きな困難があります。封鎖の解除は当面の大問題ですが、より一層根本的な問題は、学問を愛するものとしての同志的結合の回復であると信じます。われわれは一日も早くこの理学部で学問をはじめ、学園を平常にもどすための努力をしようではありませんか。

1969年1月14日

東京大学理学部長

### 理学部学生院生諸君へ

一昨18日、ついに学内に警察力を導入せざるを得なかったことは、われわれとしても実に残念至極なことでありますが、東大に場を借りた政治闘争が人身の危険と教育研究施設の破壊にまで進んだ以上、止むを得ないことと考えます。しかしながら、この措置がわれわれにとっても学生諸君にとっても極めて大きい打撃であったこと、またこれからの回復に非常な困難を露呈させた事実

を直視しなければなりません。殊に、これに続く緊張状態のため、なお諸君が大学に自由に入ることを制限しなければならないことは非常に深刻な問題であります。これが、学園を正常に復するための学生諸君じしんの活動をも妨げる結果を生むことは最も憂慮に堪えないことでありますが、真に止むを得ない事態が存することを理解して頂きたいと思います。この制限が解かれ次第、直ちに各学科、各教室において、諸君のあいだで、また諸君と教官のあいだで、大学の再建のための話し合いをもち、さらに具体的な努力をはじめて下さることを衷心から希望します。われわれの前によこたわる困難は、およそ何人もかつて経験しなかったほどのものであります。これを乗り切り、新しい大学への改革の道を拓くために何が必要か、私たちはすべてこの時点で深く反省したいと思えます。

現在の事態について理学部長として学生、院生諸君に対して深甚な遺憾の意を表するとともに、新しい大学の建設を諸君とともに進めたいと思えます。

1月20日

東京大学理学部長 久保 亮五

## 総長代行の文書

加藤一郎総長代行は、新年に入り、1月4日付で「大学の危機の克服をめざして」と題して、1月中旬までの限られた期間に入學試験実施のために全学をあげて最後の努力をつくす決意を語り、学生諸君にも学園の再建のためにこの最後の機会を十分に生かし、悔いを将来にのこさないよう全力をつくすことを強く希望する旨の文書を出しました。

また1月9日夜の警察力導入経過についての公示、10日の七学部集会に関する掲示や談話が出されました。

その後東大闘争支援の名の下に多数の学外者の動員が報じられ、衝突が予想された時期に、1月13日付で「衝突阻止を訴える」と題する掲示が出された。また1月14

日夕方には「本日午後6時より16日午前10時まで、本郷構内に学外者の立入りを禁止し、本学学生についても構内に立入らないよう強く要請する」むねが公示された。1月17日午後11時には構内からの退去命令が出され、構内の凶器その他の危険物を除去し、また凶器等を使うおそれのある、建物の不法占拠者を排除するために、警察力導入の措置をとることを決意した事情が「警察力導入に関して学生諸君に訴える」と題する文書として配布された。

これらの文書の再録は省略させていただき、不法占拠者排除後に学生諸君あてに書かれた文書2編を文部省への抗議文のみを収録する。

### 学生諸君に訴える

学園破壊の拡大をさけ人身の危険を排除するため、私は、不本意ながら警察力導入の措置をとったが、不法占拠者の排除はようやく終わったものの、現在の事態を平穏に復するためには、なお一両日警察力の手を借りざるをえないと考える。

その理由は、第一に、大量に蓄積された凶器などを除去する作業がおくれており、これを放置したまま学生諸君の入構を認めれば、再びそれらの凶器が多数の学外者を含む一部の学生諸君によって使用されるおそれがあるからである。そのような一部の学生諸君を区別することが困難なことは、諸君の理解しうるところであろう。

第二に、伝えられるところによれば、不法占拠をつづけてきた諸君やこれを支援する学外者が明21日を期して大規模な集会を計画しており、不法占拠を解除した学園が再度混乱に陥り、無残な破壊がくりかえされるおそれがあるからである。

私としては、不法占拠者と凶器の排除が終わり次第、諸君に構内に入ってもらい、ともに協力して学園の封鎖を解除し、相たずさえて東京大学の平常化への努力を払いたいと考えていた。しかし、再占拠再導入という学園閉鎖につながる悪循環をさけるためには、以上のような理由から22日午前9時まで、学生諸君の入構を原則として禁止せざるをえない。

諸君は、学園の異常な事態を憂い、一刻も早く構内の実情を目のあたり見たいであろう。また自らの手で直ちに復旧につとめたいと思っているであろう。私も諸君の心情を理解するだけに、入構禁止の期限をのぼすことは忍びがたいところであるが、事情を納得して諒解してほしい。

なお、22日以降、われわれは、各学部ごとに学生諸君との話しあいを開始し、一日も早く授業を再開できるようにつとめたいと考えている。そのためには、荒廃した学園の施設を、授業ができるように早急に復旧しなければならない。われわれも最大限の努力をするが、諸君も諸君自らの学園の復興にたち上ってほしい。

廃墟と化した東京大学が再生できるかどうか、復興への道が開かれるかどうかは、われわれと諸君の協力如何にかかっている。われわれは諸君とともに学園の破壊について、ひろく社会に対しても遺憾の意を表明し、深くわびなければならないが、この責任は、東京大学を、学問を愛するものの社会として再建することによって果たさなければならない。そして、理由の如何をとわず、学問研究を志すものの所業とはいえないような破壊が再び行なわれることのないように強く自戒しようではないか。

1969年1月20日

東京大学総長代行 加藤 一郎

### ふたたび諸君を構内に迎えるにあたって

われわれは、授業の再開・封鎖の解除をふまえて入学試験を実施するとともに、他方で大学改革を強く推進するという道を行ってきた。われわれは、これを、大多数の学生諸君に対する約束であると考えてきた。しかし、遺憾ながら、1月20日、政府の入学試験中止の決定によって、入学試験の実施は事実上不可能になった。これは諸君にとっても、大きな打撃であったと思う。

しかし、入学試験の有無にかかわらず、われわれにとって最も基本的な課題は、学園の再建と大学の改革とである。このいずれの課題についても、大学の構成員ひとりひとりが、あくまでも理性的で平和的な方法で取り組まなければならない。もし学園の正常化を妨害し、教育・研究の場を破壊するような行為が今後もくり返されるならば、大学はその自治能力を根底から問われることになるであろう。

したがって、われわれは、今後、角材その他の凶器やヘルメットを持った者には、一切入構を認めず、また、実力による封鎖・占拠や乱闘も、きびしく禁止することにした。こうした行動は、本来ならば教職員・学生の自主的な努力によって防止されるべきであるが、もしそれが不可能であれば、われわれとしては、警察力による排除をくり返えず以外になくなるであろう。このような大学自治の危機を避けうるか否かは、もっぱら教職員と学生諸君との決意にかかっていると云わねばならない。

万一不幸にして、この点での学内の一致協力がえられないならば、もはや東京大学の再建の望みはなくなり、大学としての存立を許されなくなろう。われわれは、学生諸君が、4日にわたって閉ざされていた構内に足を踏み入れるにあたって、大学の一員として負っている責任の重大さをあらためて自覚し、われわれとともに、堅い決意をもって、学園の再建に努力してくれることを切望する。

1969年1月22日

東京大学総長代行 加藤 一郎

21日夜9時頃評議会は下記の通りの抗議文を決定し東京大学の名において総長代行の代理として田村教養学部長が文部省に提出し、同時に新聞発表をおこなった。

### 文部省への抗議文

東京大学は、昨年暮れに入学試験を中止することを一応決定したが、20日の評議会で、入試を復活したいという意思決定を行ない、続いて総長代行は文部大臣との会見において、大学の自主的判断を尊重し、信頼してほしいむね、再度にわたって要望した。それにもかかわらず、政府側は、入試中止の決定について、大学側との話し合いを通じて再考するという余地を示さず、その結果入試の実施は事実上不可能になった。

およそ教育、研究についての実質的判断の責任は大学にあるというのが、大学自治の原則であり、この原則は政府によっても承認されてきた。しかるに、政府が今回の協議の過程で大学の最終的判断を尊重せず、それを信頼しなかったことはこの原則に反するものであり、誠に遺憾である。われわれは、入試の中止という結果も重大と考えるが、大学の自治という観点からは、そうした結果を一層重大視せざるを得ない。われわれは、政府が、今回とられた態度に抗議するとともに、それを正されることを強く要望する。

1969年1月21日

東京大学

文部大臣 坂田道太 殿

## 七学部集会と確認書

1月10日(金)午後1:30~3:30 秩父宮ラグビー場においていわゆる七学部集会が開催された。代表は、大学側からは加藤総長代行、大内経済学部長、寺沢・坂本両法学部教授の4名、学生側からは代表団約50名が出席した。司会は大学側から田村教養学部長、学生側から

2名。会場には終了時までには教職員約1500名、学生約7500名が参加して、整然と議事が進められた。これに引続いて開かれた代表者と大学側との会合により確認書がつけられた。確認書作成の経過及び確認書の内容については、東京大学弘報委員会速報 No. 10 (1月12日付) および資料 (その12, 1月16日付) に発表されている。ここではそれを再録した。

## 七学部代表団との確認書について

### 1. 確認書作成の経過

七学部代表団とは、12月26日と1月9日の非公開予備折衝、1月10日の秩父宮ラグビー場における七学部集会、およびそれに引き続いて開かれた代表者と大学側(加藤総長代行、大内総長代行代理、寺沢、青山両交渉委員)との会合において、討議を重ねたのち、次の確認書を作成した。

### 2. 確認書の性質

- (1) 12月26日の非公開予備折衝では、「全学集会(全学大衆団交)の性格について」として、「今回の紛争(闘争)に関しては了解に達し文書で確認したことを双方がそれぞれの決定機関に持ちかえて確認し、次回の全学集会(全学大衆団交)で双方の意見が一致した時、双方を拘束する正当性を持った決定とする」という確認書が作成されている。

今回の七学部集会は、十学部全部の参加する全学集会ではないが、それに準じて考えれば、次の確認書は、代表者間で「了解に達し文書で確認したこと」にあたるものである。

- (2) したがって、これは教授側では、教授会・評議会、学生側では学生大会などそれぞれの決定機関に持ちかえて確認した上で、次回の集会で双方の意見が一致したときに、双方を拘束する正当性を持った決定となるものである。ただ、現在は次回の集会を早急に開くことが困難な状況にあるので、それぞれの決定機関が確認したのちの折衝は、七学部代表団幹事と全学集会交渉委員会との間で行なうこととなっている。

### 3. 七学部代表団の性質と確認書の署名

- (1) 七学部代表団は七学部の代表団の連絡機関であって、一体性をもったものではない。したがって、確認書の内容については、学部によって、項目別に賛否の分かれるものがありうる。そこで、確認書は各項目別に別紙とし、その項目について同意する学生の代表がそれに署名することになる。大学側では、

加藤総長代行が全項目について署名を終え、11日午後5時半七学部代表団から署名のある確認書が届いた。各代表別の署名と不署名を各項目末尾のカッコ内に記入した。

- (2) したがって、現在の段階では、この確認書は加藤総長代行として確認してよいと判断してよいと判断した見解を記したものであって、七学部代表団のどの代表も署名しない項目が生じる可能性もあり、その場合にはその項目は確認書からはじきられることになる。

また、一部の学部の代表だけが署名した項目については、その代表との間では確認されたことになるが、署名しなかった学部の代表にはその効力は及ばないので、その項目の全学的な取扱いについてはなお問題が残る。

#### 4. 確認書の内容

- (1) 確認書の内容は、主として、12月2日の「学生諸君への提案」および12月26日の「『提案』をめぐる基本的見解」などですでに明らかにされた見解に基づくものであるが、表現は多少異なるところがある。
- (2) 従来になかった新しい項目は、次の二点であり、これについての大学側の態度は以下の通りである。
- ① 医学部の責任問題—これについては、いままでのところ、1月7日の評議会で、「11月1日の評議会において医学部長から報告のあった豊川、上田両教授の辞任の申出につき、医学部教授総会において、速やかに適切な処置をとられるよう要望する」という決議が、すでになされている。
- ② 「産学協同」の問題—これについては、12月26日の非公開予備折衝において、加藤総長代行が、「大学の研究が資本の利益に奉仕するという形での産学協同は否定する。しかし、大学の自主性のもとに大学と社会との結びつきは必要である」という旨を述べている。

### 1969年1月10日の七学部集会 (七学部「団交」)における確認書

#### 一 医学部処分について

1. 大学当局は次の点を認め、この処分が白紙撤回されたものであることを再確認する。
- (1) 日本の医療制度をめぐって、医学教育及び医師研修制度の改革を要求した医学部学生の運動に対してその処分が妨害的役割を果し、その結果として、いわゆる政治的処分の意味を持った事。

- (2) この処分が、本人からの事情聴取の手続きをふまえず、「紛争」中にその一方の当事者である医学部教授会のみでの判定でそれを正当化する十分な理由なしに一方的に行なわれた事。(全部署名)

2. 粒良君その他11名の学生の名誉と人権が深く傷つけられた事に対して、大学当局は謝罪する。(全部署名)
3. 大学当局は、大河内総長をはじめ昨年3月11日当時の全評議員が、この処分の決定に参加した責任上辞任した事を確認する。(基礎科学科のみ不署名)
4. 評議会はこの処分に関し直接重大な責任をもつ豊川、上田両教授の退官につき、適切な措置をとる。(全部署名)

#### 二 文学部処分について

大学当局は、この処分が従来の「教育的処分」という発想に基づいて行なわれた点において、旧来の処分制度への反省の契機となったことを認め、新しい処分観と処分制度のもとで再検討する。(全部不署名)

#### 三 追加処分について

1. 昨年1月29日以来の闘争の中で行なわれた学生・院生のストライキをはじめとした抗議行動については、大学側に重大な誤りがあった以上、大学当局は処分の対象としない。(全部署名)
2. 大学当局は林文学部長らに関する事件についても、旧来の処分制度で処分することはせず、新しい制度のもとでこれをとりあげる。(全部不署名)

#### 四 今後の処分制度

1. 新しい処分制度については、今後相互で検討する。但し、大学当局は、その原則として、客観的に学生・院生の自治活動への規制手段としての役割を果してきた「教育的処分」という見地をとらぬこと。又、学生・院生の正当な自治活動への規制となる処分は行なわない事、且つ、その手続きにおいては、一方的処分はしない事を認める。(全部署名)
2. 新制度が確立されるまで、右の条項を前提とした暫定措置については、今後双方が協議、交渉する。(経のみ不署名)

#### 五 警察力導入について

1. 大学当局は、6月17日の警察力導入が、講堂占拠の背後にあった医学部学生の要求を理解し、根本的解決をはかる努力をつくさないままに、もっぱら事務機能回復という管理者の立場にのみ重点をおいてなされた誤りであった事を認める。(全部署名)
2. 大学当局は6月17日の警察力導入が人命の危険、人権の重大な侵害、ないしは緊急の必要という大学当

局のいう基準に該当しなかった事を認める。(経・工のみ署名)

3. 大学当局は、原則として学内「紛争」解決の手段として警察力を導入しないことを認める。(全部署名)
4. 緊急の場合の、警察力の導入の問題については、今後両者の間で検討する。(法・経・工・教養学科のみ署名)

#### 六 捜査協力について

1. 正規の令状に基づいて捜査を求めた場合でも大学当局は自主的にその可否を判断し、その判断を尊重することを警察に求めるという慣行を堅持する。又、警察力の学内出勤の場合もこれに準ずる。(全部署名)
2. 学内での学生の自治活動に関する警察の調査や捜査については、これに協力せず、警察の要請があった場合にも原則的にこれを拒否する。(全部署名)

#### 七 青医連について

大学当局は、青医連を正規の交渉団体として公認する。その詳細については医教授会と医学生・研修医が今後検討するものとする。(工のみ不署名)

#### 八 「8・10 告示」について

大学当局は、「8・10 告示」を昨年 12 月 3 日に「大学問題検討委員会」を廃止した時点で、完全に廃止されたものと認める。(経・工・基礎科学科・教養学科のみ不署名)

#### 九 学生・院生の自治活動の自由について

1. 大学当局は、各学部の学生自治組織と東大学生自治会中央委員会、各系の院生自治組織と東大大学院生協議会を公認する方針をとる。(法・経・工のみ不署名)
2. 大学当局は、右の自治組織の団交権(大衆団交を含む)を認める方向で、その交渉要求に誠意をもって応じる。但し、その内容・形態については今後話し合うものとする。(法・経・工のみ不署名)
3. 大学当局は、「矢内原三原則」を廃止する方向で停止する。(全部署名)
4. 大学当局は、学部共通細則第 8 条、第 9 条、第 10 条、同取扱内規 3 および 4、掲示に関する内規など、学生・院生の自主的な活動を制限している条項の改正又は廃止について早急に学生・院生と交渉を開始する。(全部署名)
5. 自治組織と大学当局とのあいだの責任者名の交換、連絡方法、学生・院生の自主的な活動のための施設の利用や掲示などに関する必要な定めについては、学生・院生代表と大学当局とのあいだで、当面の措置と今後の措置とをとりきめる。(工・基礎科学科のみ

不署名)

#### 十 大学の管理運営の改革について

1. 大学当局は、いわゆる「東大パンフ」を廃棄する。(全部署名)
2. 大学当局は、大学の自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであることを認め、学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利をもって大学の自治を形成していることを確認する。(法・経・理・工のみ不署名)
3. 大学当局は、大学における研究が資本の利益に奉仕するという意味では産学協同を否定するものであることを確認する。(理のみ不署名、経は後に署名取消)
4. 大学当局は、学生・院生・職員の代表を加えた大学改革委員会を設け、今後の大学のあり方を検討する。(法・経・教養・基礎科学科のみ不署名)

(カッコ内「全部」とは 7 学部 2 学科 5 系のことである。7 学部とは、法、経済、教育、理、工、農、教養各学部であり、2 学科は教養学部の基礎科学科、教養学科のこと、また 5 系とは大学院の理学系、教育学系、農学系、社会学系、薬学系である。)

## 授業再開状況

1 月 22 日に学生の昼間登校が自由になってから、各教室ごとに授業再開について学生と教官の協議が行なわれた。1 月 27 日現在で各教室での学部授業再開状況は下記のごとくなっている。

**数学教室** 4 年生は 1 月 27 日(月)より授業再開、3 年生は今週(1 月 27 日からの週)の中にクラス討論を再び開いて協議するので、次週から授業再開となる予想。

**物理学教室** 4 年生は 1 月 27 日(月)より授業再開、3 年生はクラス討論をすでに開いたが、協議している段階である。

**天文学教室** 先週中に何回か協議を行なった結果、講義によってはすでに 1 月 24 日(金)から始まっているものもある。

**地球物理学教室** 4 年生は 1 月 27 日(月)より授業再開、3 年生は物理学教室での講義を聴いているので、物理学教室での授業再開とそらえる。(地球物理学科 4 年の必修講義・演習は一回の時間(2 時間)を 30 分延長することになっている)。

**化学教室** 4 年生はすでに再開されており、卒業論文のための研究にとりかかっている。3 年生は 1 月 27 日(月)から実験を始めた。講義については次週あたりから再開することを学生は希望している。



**生物化学教室** 4年生は今週から卒業実験に着手する。授業については今週中に始まる。3年生はクラスの意見がまだまとまらず、協議をしている段階である。

**動物学教室** 先週集会をひらき協議して、3年・4年とも今週より授業再開となる。臨海実習は来週から実施される。

**植物学教室** 1月22日に学生と懇談し、翌23日(木)から授業再開に至った。1月中に夏学期での予定を終了し、2月からは冬学期のスケジュールとなる。

**地質学教室** 3年・4年生ともに1月24日(金)から授業再開。4年生は講義はなく実習のみである。授業は冬学期予定表に従ってなされており、夏学期の補講は冬学期のスケジュールであいた時間を適当に利用して行うことを考えている。

**鉱物学教室** 地質学教室と同じ。

**地理学教室** 今週中に協議を行なって定める。

**人類学教室** 学部では1月22日(水)午後から授業をすでに始めている。

## 理学部建物の被害に関する経過

### 理学部1号館関係

1月9日(木) 1月6日以来館内各所にバリケードが作られ、1階の防火シャッターをおろすなど防衛態勢が固められていた。午後7時半頃約200名の全共闘系学生が投石などによる攻撃を始め、正面入口から玄関のバリケードを破って侵入し、事務室・講義室などに入り、さらに両側の防火シャッターを破壊しようとしていたが、経済学部・教育学部建物方面に機動隊が入ったとの情報が伝わったため一旦退去した。その後8時50分頃から再び約200名の全共闘系学生が正面入口から侵入して、防火シャッターを丸太、鉄棒などで破ろうとし、さらに天井を破って隣の講義室への侵入路を開こうとした。また正面玄関前では机、材木などを燃やしはじめた。この間投石による窓ガラス破損も多い。館内からは消火用ホースを用いて放水、2階の消火栓バルブ破損のために2階および地階にある実験装置がかなり被水し、この被害は極めて大きい。

緊迫した情勢のため同館内部にいた約300名の学生は逃げ場を失って危険な状態に陥り、経済学部と同様の事態がくりかえされる可能性が著しく高まった。そのため総長代行は9時35分「理学部1号館にいる学生の救出、およびそれに伴う必要な措置をとるため警察力の出動を要請する」旨を警察側に伝えた。この要請に基づき機動隊が構内に入ったので同館を襲撃して

いた学生は退去した。この間の衝突で軽傷者は4名であった。

なお、この時約40名の全共闘系学生が化学館の玄関ガラス戸を打ち破り逃げ込んだので居合せた教官が武装解除して退去させた。

1月11日(土) 理学部長が部外者の退去を求める掲示を出し、自治会委員らに伝え、多くの教官が学生の説得にあたった。

1月13日(月) 物理・数学の助手などの教官が完全非武装を目ざして行動し、石塊などの危険物をできるだけ除去した。

1月14日(火) 教官の一部で1号館出入口における検問を行ない、バリケードも一部撤去した。学外者の退去を強く申し入れていたところ、午後5~9時に撤退し本学の防衛主張学生も退館した。

当日学部長名で次の掲示が出された。

### 理学部の建物に滞在する学外者の皆さんへ

既に新聞等で御承知の如く明15日にはいわゆる東大闘争支援の名の下に多数の学外者の動員が予想され、万一衝突が起れば、その惨害は従来のをうわまわるものが予測されます。このような緊迫した現時点において、皆さんが、理学部の建物内に滞在されることは、皆さんの意図とは異っていたずらに暴力の誘発を生み、重大な危機を招く危険性が極めて高いと考えられます。理学部の建物については理学部に責任ある者が非暴力に徹してその動向を見守ることは当然であり、われわれはそのために最大の努力を払う積りでです。

1月14日

東京大学理学部長

1月15日(水) 午後1時頃正面入口横の窓のバリケードを破って全共闘系学生数名が侵入して間もなく去った。午後4時半頃300~400名の全共闘系学生が1号館前に押しかけ、そのうち数十名が再び窓のバリケードを破って侵入し、裏口などを封鎖し、危険になったので午後4時50分頃までに館内在留者全員が退去した。教職員は理学部3号館内の臨時連絡場所に移った。学部長名で占拠者に対する退去要求文書が出された。

1月16日(木) 封鎖をしている全共闘系学生に対して、危険物を処置したり、危険を生ずるおそれがある実験装置を点検する必要があることを要求した結果、午後0時10分~2時20分に物理助手を主とする教官2

~3名づつ合計14名が入館し、内部の状態を視察したり、乾板のスタックを搬出したりした。その際学部長室をはじめ、いくつかの研究室などにも侵入されていることがわかった。夜にかけて全共闘系学生によって多量の碎石が屋上に運ばれ、バリケードも強化された。

1月17日(金) 館内に人影が見えないので午前10時頃から教官が入館し、出入口や階段のバリケードを除去した。午前10時半頃2~3名の全共闘系学生が入ってきたが、間もなく立ち去ったので、屋上にあった多数の碎石などを中庭に捨てた。やがて多勢の全共闘系学生が来て再封鎖したため、午後1時頃全員退去した。その後夜にかけてバリケードが再び補強され、ドアや窓がガラスを壊していくつかの室にさらに侵入したらしい。

午後11時「本郷構内の凶器その他の危険物を除去し、また凶器を使うおそれのある建物の不法占拠者を排除する必要がありますので、とくに大学の許可をうけた者以外は、学外者と学内者とを問わず、直ちに全員、本郷構外に退去し、1月19日午前10時まで本郷構内に立ち入らないで下さい」との通告を、安田講堂の全学共闘会議の責任者、および教育学部内の東大民主化行動委員会の責任者に、電話によって伝えるとともに、掲示・広報車により周知させた。

1月18日(土) 午前7時20分頃、理学部長が館内残留者に直ちに館内より退出するよう広報車からくりかえし呼びかけた後、機動隊が正面入口のバリケードを除去して入館。結局館内にはそのとき誰もいなかったが、いくつかのドアガラスはその際に破損した。館内の現場検証と証拠品の押収には関係各室ごとに教室の責任者・学部自治会代表・院生自治会代表・理職代表が立会って午前11時20分頃終了した。

1月19日(日) 教職員によってバリケードなどの取片づけ、清掃、被害調査などを行なった。

### 理学部2号館関係

昨年12月24日、理学部2号館の講堂にておいて医学部医学科学生大会が開催されたために、午時1時40分頃理学部2号館に武装した共闘系学生約300名が、その大会を阻止しようとして襲撃し、2号館内に入っていた民主化行動委系の学生との間に投石、破壊、放水をふくむ乱闘が演じられた。一時共闘系学生は同館北東側の地下室に侵入したが大会を阻止するまでには至らなかった。また午後4時半すぎに同館の周辺および教育学部附近で両系の学生間に投石をふくむ激しい乱闘があり、双

方にあわせて約70名にのぼる負傷者を出した。この事情に関しては東京大学弘報委員会速報No.7(1968年12月28日発行)に詳しく記述されているので、ここにその一部を転載する。この事件により理学部2号館内はかなり物的損害を受けたが、学術資料の損失もまた大きく、

1. マラヤ地質調査所より鑑定を依頼された化石標本約150個の逸失
2. 満洲地方の鉱床標本の混乱
3. タイ国ニコソ氏標本の紛失
4. 網代玄武岩標本の紛失
5. マストドン石膏模型の破損
6. 人類学石製標本の紛失

などがあげられる。

その後理学部2号館内では学生の衝突事件による損害はなかった。本年に入り1月14日(学部長名で「理学部の建物に滞在する学外者の皆さんへ」の掲示が出された日)夜には学外者は、ほとんど全部退去した。また1月16日から17日にかけては学内者も退去して行った。

### 理学部会合日誌

- |         |   |
|---------|---|
| 1月4日(土) | 仕事始め  |
| 6日(月)   | 臨時教授会(13~20時)於化学講堂                                    |
| 7日(火)   | 学生大会(16~21時)於2号館講堂                                    |
| 7日(水)   | 理学部全員交渉(13~19時)於七徳堂                                   |
| 9日(木)   | 理学部1号館を全共闘学生が襲撃、建物被害、機動隊出動                            |
| 10日(金)  | 七学部集会(13~15時半)<br>於秩父宮ラグビー場                           |
| 11日(土)  | 学生大会 於2号館講堂、ストライキ解除決議さる<br>院生大会 於化学講堂                 |
| 13日(月)  | 臨時教授会(15~18時)於化学講堂                                    |
| 15日(火)  | 理学部1号館封鎖さる  |
| 16日(木)  | 臨時教授会(16~18時)於化学講堂                                    |
| 18日(土)  | 学内不法占拠者排除のため機動隊入構<br>理学部1号館封鎖解除<br>臨時教授会(11~12時)於化学講堂 |
| 19日(日)  | 安田講堂封鎖解除  |
| 20日(月)  | 臨時教授会(10~12時)於化学講堂<br>大学院理学系研究科委員会(14~17時)<br>於化学会議室  |
| 21日(火)  | 臨時教授会(13~15時)於化学講堂                                    |



- 22 日(水) 主任会議 (10~11 時半)  
於化学新館会議室  
会計委員会 (12 時半~13 時) 同上  
定例教授会 (13~15 時) 於化学講堂
- 23 日(木) 理学部集会 (14 時半~16 時半)  
於化学講堂  
総合計画委員会 (15~18 時)  
於化学小会議室
- 24 日(金)
- 25 日(土)
- 26 日(日)
- 27 日(月) 臨時教授会 (15~18 時) 於化学講堂
- 28 日(火) 総合計画委員会 (15~18 時)  
於数学小会議室
- 29 日(水) 臨時教授会 (15~18 時) 於化学講堂
- 30 日(木)
- 31 日(金)

## 教授会メモ

臨時教授会 (1 月 13 日, 15~18 時)

### 報告事項

1. 理学部全員交渉
2. 七学部集会
3. 1 月 9 日の理 1 号館襲撃事件
4. 学部ストライキ解除報告

### 審議事項

1. 授業再開と卒業見込
2. 入学試験に関する事
3. 理学部全員交渉結果
4. 七学部集会確認書

臨時教授会 (1 月 16 日, 16~18 時)

### 経過報告

理学部 1 号館封鎖事件など

### 審議事項

入学試験について

七学部集会確認書

その他: 野上教授は職員組合との交渉の主役に当ることを命ぜられたので学生委員としての役は免除されることになった。

臨時教授会 (1 月 18 日, 11~12 時)

### 機動隊出動要請経過報告

理学部における警戒体制について

臨時教授会 (1 月 20 日, 10~12 時)

各号館における状態報告

### 警戒態勢協議

### 評議員交代の件

久野評議員は胃潰瘍のため入院し、評議員を辞任させていただきたいとの希望を申出ておられることを学部長が報告し、諒承を求められた。次いで評議員選出を行ない、秋田教授(動物)が推薦され、受諾された。なお久野元評議員に感謝の意を表した。

### 入学試験に関する態度協議

臨時教授会 (1 月 21 日, 13~15 時)

入学試験中止についての文部省との折衝経過報告

### 授業再開に関する協議

22 日午前中に主任会議を開いて相談し、同日午後  
の定例教授会にはかることにした。

定例教授会 (1 月 22 日, 13~15 時)

### 評議会報告

東京大学として文部大臣あてに入試中止に関して抗議文が出された経過報告

### 警備関係

情勢が落ち着くまで構内の警備について各教官の協力を願った。

### 授業再開について

学部 4 年生については、できれば 4 月 20 日前後に卒業しうるように努力することを申し合わせた。

### 会計委員会報告

昭和 44 年度一般研究 A・B および営繕費について各方面からの申請を調整した報告があった。

理学部各建物の被害について損害額見積をして、復旧費の捻出方法を考慮することとなった。大雑把な見積によると、実験装置などの実質的被害をふくまずに、建物、ガラス、家具等、当面必要な修理費だけでもほぼ 500 万円に達している。

### 教授会に専任講師の出席を認める件

今後適当な時期から、専任講師も教授会メンバーに加わるようにすることになった。時期については部長が定める。

臨時教授会 (1 月 27 日, 15~18 時)

七学部集会確認書についての審議(続)

授業再開状況についての報告

### 臨時学生委員会

学内秩序の問題などを当面取り扱う全学的な臨時学生委員会(委員長:森口教授(工))に理学部から藤原教授(化学)を推薦した報告があった。

学内警備について各教官への協力依頼

臨時教授会 (1 月 29 日, 15~18 時)

七学部集会確認書についての審議(続)

## 理学部集会

1月23日(木)14時30分から、化学教室大講堂において250名以上の参加を得て行なわれ、東大入試中止、七学部集会の確認書、授業再開、学内正常化・再建の問題など、大学が当面している諸問題について熱心な討論が行なわれた(議長団は高宮教授、上木・岡本両君)。まず田島(学部自治会副委員長)、篠沢(院生自治会委員長)両君がそれぞれの立場から意見ならびに教授会に対する要望を述べた。次いで久保学部長から警察力導入の経緯、それにつづく現在の学内の警備状態についての説明があり、特に暴力の行使を厳しく避けるべきこと、またいわゆる正当防衛論に対しては非暴力に徹すべしとの強い要望が述べられた。また、確認書の取扱いなどについても問題点の説明があった。入試中止の経緯およびこれに関して、加藤総長代りが評議会の議を経て文部大臣あてに発した抗議の趣旨について説明された。次いで学部長の説明に対しての反論やその他自由な意見の開陳が多数の学生・院生・教職員が出された。論点のあるものについては参加者全員が完全に相互に納得するには至らなかったが、しかし学内の正常化についての具体的な方法の一つは授業再開であることを理解し、現在入試中止に対する何よりも力強い抗議の方法は、入試可能な状態をつくりあげてみせることであり、そのためにも授業を再開し、また正常な自治活動が可能である状態をつくることであることについてはおよそ異議のないところであろうとの座長のまとめで16時45分閉会した。

## 理学部総合計画委員会

本委員会は、長期の観点に立って東京大学理学部の将来の望ましい姿を審議立案に教授会に報告することを任務としている。この趣旨により、昭和36年7月には理学部将来計画委員会が設けられ、小谷正雄元教授が委員長となり、昭和39年3月には立派な報告書が提出されていて、今日においても非常に参考となるものであります。その後は総合計画委員会に発展し(委員長:赤松教授)、着実な審議立案をつづけてきましたが、大学の根本的改革が叫ばれている現段階において、新しく考え直すこととなり、次の方々が委員になって活動を開始しました。

赤松(委員長, 化学); 野田(生化), 山口(物理), 河田(数学), 小堀(地理), 秋田(動物), 古谷(植

物), 小嶋(地物)。(他に学部長, 評議員)

12月28日に第1回会合を開き、大学の将来像について全く自由な討論を試みたところ、各委員の意見には共通点が少なく、それをまとめて以下に示すように問題点を提起する文書を作った。今後具体案の検討がさらに進められる。

理学部総合計画委員会資料 No. 1

昭和43年12月28日

### 「新しい理学部」

#### 総合計画委員会

#### I 本試案の目的

旧制から新制へ大学制度が変革されてからすでに20年経ち、東京大学においても

- (1) 駒場と本郷に分割された学部教育の在り方や、
- (2) 既存の学部専ら依存した大学院教育など、根本的に改むべき問題がある。
- (3) 一方、高等教育の大衆化が世界的規模で進行し、大学の理念や制度の変革を迫っている。
- (4) このような時点において、伝統ある学問の府としての大学の役割をあらためて認識したうえで、速かに「新しい理学部」の立案が迫られている。

本試案は理学部が将来の発展、改革の展望をもつため行なう討論の出発点として提出されるものであって、活発な審議を期待する。

#### II 「新しい大学」の構想

東京大学の現状は、きわめて異質な目的をもつ学部が同じ法制のもとに運営することを余儀なくさせられている。これらは本来ならば次のように分けられるものであろう。

- (1) 一般高等教育 (liberal education of arts and sciences)
- (2) 職業的専門教育 (professional studies)
- (3) 研究教育 (graduate studies)

新しい大学では、国立大学といえども画一化を避け、各大学はその目的や構成に関してそれぞれ特徴をもつこと、さらに東京大学内においても各学部はそれぞれの性格に応じて特色をもつことを前提とする。

大幅に自主性を認められた学部(ほとんどが独立した単科大学)は、ゆるやかな連合(loose coupling)によって東京大学を構成する。

その場合、Faculties, Administration, Students, Trusteesなどの体制を確立すべきである。

#### III 「新しい理学部」の構想

第一線の研究活動と高度の研究者育成は理学部の伝統的目標である。したがって、新しい理学部は全国の大学卒業生に開放された博士コースのみの大学院を中心とする研究教育機関に変革することが望ましい。

一方日本の現状を考えれば、将来大学院に進学して自然科学者を志す少数の勝れた素質の高校卒業生（あるいは短大卒業生）を理学部に受け入れて4年制（あるいは2年制）の学部教育を行なうことは、むしろ望ましい。ここでは次代の学問を背負う目的をもって、きびしい教育と訓練を実施する。学部学生は各科目自由選択方式に従って既存の専門には細別しないか、または各学科毎に第一年目より専門教育をうけるかが問題となろう。

Autonomy としての新しい創造力あふれた理学部は、大学法制の改正のみならず、研究施設の充実、管理・運営の責任体制の確立、さらに現存の各教室・研究所間の再編成や人事交流など多くの難問を解決して、はじめて実現するものである。このような身近かな問題ほど意見や理想像が分れてくるので、最も十分な検討と慎重な配慮が必要となる。

#### IV 付置研究所

現在すでに共同利用研究所であるもの、およびそれを希望するものは、大学から分離して国立共同利用研究所とするのがよいという意見が多い。この場合流動研究員制度の充実を前提とする。大学に官制上付置される研究所も「新しい学部」とおなじく大幅な自主性を認め、ゆるい連合で東京大学の傘下に入る。

総合計画委員会では、皆様からいろいろと御意見をお寄せ下さることをのぞんでいますから、前記委員のどなたにでも結構ですから積極的に御意見をお伝え下さい。

## 第8期日本学術会議会長に 江上教授

1月20日に日本学術会議の第52回総会が開かれ、昨秋選挙された第8期日本学術会議会員の互選により、東京大学理学部生物化学教室の江上不二夫教授が新会長に選ばれた。江上教授は日本学術会議創立以来の会員で、第7期においては副会長をつとめられた。江上新会長が寄せられた挨拶をここに掲載いたします。

今回学術会議（第8期）会長に選任されました。学術会議は日本の全科学者の御希望を伺い、その実現につとむべきものであります。微力ではありますが、その線にそ

ってできるだけ努力いたしたいと存じます。

当然のことながら基礎自然科学に関する事項は学術会議の主要な部分を占めております。理学部の皆様から私または大木（化学）、鈴木（人類学）両教授へ学術会議に対する御批判、御注文をたまわることをお願いいたします。

生物化学教室

江上不二夫

## 昭和44年度スイス留学生募集

専攻分野 人文科学、社会科学、自然科学

応募資格 年令 35才未満の者で、大学を卒業している者、または昭和44年3月卒業見込の者

詳細は、理学部事務部大学院掛までお問合わせ下さい。応募締切日は2月3日（月）となっています。

## 編集後記

先回理学部弘報の創刊号を出したときに今後どのくらいの頻度で発行してゆく予定であるかをお知らせするのを迂闊にも書き落してしまいました。弘報は月2回、毎月15日と月末日を発行日としてゆきたいと今考えております。

創刊号の発刊の辞にあります通り、いまのところ、はなはだ無味乾燥な記事的なものにすぎませんけれども、今後皆様のご協力によりまして次第に改善してゆきたいと思えます。第1号、第2号ともに印刷に際しては活字だけですませるといふ不粋なことになっておりますが、いまのところ編集に際して余力がありませんので御諒承をお願いしますと共に、皆さんの御援助をお願いいたします。弘報に掲載する内容や事項、あるいは投書を下記あてにお寄せいただくようお願いいたします。

理学部弘報を編集するにあたっては、原稿を作成すること。校閲していただくことについて多くの方々に多大の労力をおかけしています。今回は特に久保理理学部長、赤松・霜田・高宮各教授、黒田助教授（数学）、吉野事務長には一方ならぬ御世話になりました。また東京大学弘報委員会が発行しております資料（最近の各部局での経過について）や速報に掲載されております記事を多く転載あるいは引用させていただきましたことに関し、弘報委員会に感謝いたします。特に理学部関係の記事原稿を書いておられる下郡山教授にお礼申し上げます。

地球物理研究施設 福島直

（内線電話 7511）